

東労発基第 408 号
平成18年11月17日

荷主関係団体の代表者 殿

東京労働局長
(公印省略)

道路貨物運送業における労働条件の改善等のための協力要請について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、長時間労働の実態がみられる自動車運転者については、労働基準法の適用に加え、労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的として「自動車運転者の労働時間等の改善のための告示」（以下「改善基準告示」といいます。）が定められております。

東京労働局管下の労働基準監督署においては、道路貨物運送業を行う事業場に対して、労働時間等の一般労働条件に関する労働基準法等関係法令及び改善基準告示の遵守状況について監督指導を実施しております。この監督指導において、トラック運転者の長時間労働等に起因する何らかの法違反が認められた事業場が平成17年は83%に上り、また、改善基準告示に違反が認められた事業場は37%となっております。

トラック運転者の長時間労働は、トラック運転者の生活や福祉に影響があるばかりでなく、過労運転による交通事故の原因ともなり、その改善が求められていますが、トラック運転者の長時間労働の背景の一つとして、集荷・配達・運送時間等に厳しい条件を受ける場合があることなどが指摘されています。また、このような厳しい条件等は、トラック運転者の荷役取扱作業時の労働災害にも影響を及ぼしている恐れもあるところであり、実際に、平成17年の東京労働局管内の労働災害発生件数1,039件のうち約67%が、顧客先での荷役作業中の事故となっております。

そこで、トラック運転者の労働時間等の労働条件を改善するためには、改善基準告